

平成26年第1回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成26年3月24日（月曜日）

議事日程（第6号）

平成26年3月24日（月）午後2時00分開議

第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第1号から議案第9号まで、議案第17号から議案第24号まで、議案第36号、議案第44号から議案第47号まで

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第10号から議案第15号まで、議案第37号から議案第39号まで、議案第42号、議案第43号、議案第48号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第16号、議案第25号、議案第40号、議案第41号、議案第49号

第2 観光対策等特別委員会の報告

第3 新市建設計画等特別委員会の報告

第4 佐渡空港・小木航路特別委員会の報告

第5 議案第50号

第6 議案第51号

第7 議案第52号

第8 議案第53号

第9 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君

21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君
会計管理者	本間佳子君	総務課長	計良孝晴君
総合政策課長	大橋幸喜君	行政改革長	清水忠雄君
世界遺産推進課長	石山勉君	財務課長	伊貝秀一君
地域振興課長	藤原淳君	交通政策長	渡邊裕次君
市民生活課長	川上達也君	税務課長	原田道夫君
環境対策課長	名畑匡章君	社会福祉課長	深野まゆ子君
高齢福祉課長	佐藤一郎君	農林水産課長	渡辺竜五君
観光振興課長	濱野利夫君	産業振興課長	羽生靖君
建設課長	金田一則君	上下水道課長	和倉永久君
学校教育課長	吉田泉君	社会教育課長	小林泰英君
両津病院院長	塚本寿一君	選挙管理委員会事務局長	安藤信義君
監査委員局長	島川昭君	農業委員会事務局長	長敏宏君
消防長	深野俊之君		

事務局職員出席者

事務局長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
議事調査係	齋藤壮一君	議事調査係	太田一人君

午後 2時00分 開議

○議長（祝 優雄君） ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第1号から議案第9号まで、議案第17号から議案第24号まで、議案第36号、議案第44号から議案第47号まで

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第10号から議案第15号まで、議案第37号から議案第39号まで、議案第42号、議案第43号、議案第48号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第16号、議案第25号、議案第40号、議案第41号、議案第49号

○議長（祝 優雄君） 日程第1、これより各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

〔総務文教常任委員長 中川隆一君登壇〕

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第1号 専決処分承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）。本案は、新潟県市町村総合事務組合の規約変更に関する専決処分について承認を求めるものであります。当該規約変更の内容は、公平委員会に関する事務を共同処理する組合市町村等に燕市及び五泉市を加えるものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第2号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例及び佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市長、副市長及び教育長の給料月額について、本年4月1日から平成28年3月31日までの間、市長については20%の額を、副市長及び教育長については10%の額を減額するよう佐渡市特別職の職員の給与に関する条例及び佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。本改正による給料の減額の額の決定は、市長、副市長及び教育長の自主的な判断に基づくものであるが、報酬等審議会を開催していない。今後の扱いについて検討をすること。

議案第3号 佐渡市職員の給与の特例に関する条例の制定について。本案は、佐渡市の一般職の職員の給料月額について、本年4月1日から平成28年3月31日までの間3%の額を減額する特例措置を実施するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第4号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市職

員の給与について平成25年度の新潟県人事委員会勧告に基づき、給料表3級以上の給料月額に乗じる割合及び災害派遣手当において所要の改正を行うよう、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第5号 佐渡市附属機関の設置に関する条例の制定について。本案は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関について、これまで個別の条例により設置していた既存の附属機関及び各種の会議等を精査した上、一元化するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。本条例の制定に当たり、総務課は懇談会等を含む市の会議全般について精査を行っているが、甚だ不十分である。本委員会としては、さらなる整理が可能であると思料する。よって、今後総務課及び行政改革課が連携し、再度市の会議全般について入念に精査すべきである。

議案第6号 佐渡市金井地区防災無線施設条例を廃止する条例の制定について。本案は、緊急情報伝達システムの整備に伴い、旧金井町で設置した防災無線施設の運営を終了するため、当該条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第7号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年4月1日から佐渡市ケーブルテレビ放送施設に指定管理者の制度が導入されること及び栗野江財産区において議会制が廃止されることに伴い、それぞれの特別会計を廃止するよう佐渡市特別会計条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第8号 佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金について、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために、充当事業の範囲に「産業の振興」「高齢者支援」「子育て支援」等を追加するよう当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第9号 佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、佐渡市を広く紹介し、文化、観光及び地域の振興に寄与するとともに、市民、観光客等の利便を図るため、佐渡インフォメーションセンターを両津港北埠頭地区に設置し管理するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第17号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、小木小学校について校舎の老朽化に伴い、平成26年3月末をもって閉校となる小木中学校の校舎を改修し、平成27年4月に移転するよう佐渡市立学校設置条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第18号 佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市奨学金制度の利用促進のため、本市に住所を有しない者も、奨学金の貸与を受けようとする者の連帯保証人になれるよう当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第19号 佐渡市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、第3次一括法の施行により、これまで社会教育法に定められていた社会教育委員の基準が市において定めることとされた

ため、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 佐渡市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について。本案は、第3次一括法の施行により、これまで政令に定められていた消防長及び消防署長の資格が市において定めることとされたため、新たに当該条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、建築基準法施行令及び消防法施行令の改正に伴い、佐渡市火災予防条例の中に引用規定の条ずれなどが生じたため、これを改めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第22号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、危険物の製造所等に係る手数料の額を引き上げる等の見直しが行われたため、佐渡市手数料条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第23号 佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）について起債を増額し、及び新規事業を追加するよう変更するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第24号 財産の無償譲渡について（旧川茂教職員住宅）。本案は、旧川茂教職員住宅を地元認可地縁団体に無償譲渡するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第36号 平成26年度佐渡市一般会計予算について。本案は、平成26年度佐渡市一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ458億円とするものであります。これは、前年度に比べ65億円（マイナス12.4%）の減であります。歳入においては、合併特例期間の終了に伴う地方交付税の減少を見込んだ上、財政調整基金などの基金繰入金を計画的に取り崩すよう予算計上されております。その内容は、市税などの自主財源が120億5,420万5,000円、地方交付税など依存財源が337億4,579万5,000円であります。一方、歳出においては施政方針において重要課題とされた「人口減少対策」「人材育成・確保対策」「高齢者、障がい者等福祉対策」「防災対策」の4つの分野に重点的に取り組むよう予算計上されております。その主な性質別内訳は、人件費71億4,497万9,000円、公債費78億2,767万円、普通建設事業102億3,959万9,000円であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。総務文教常任委員会。（1）、一般職の職員の給料について。本案においては、一般職の職員の給料月額について5%の額を減じて予算計上されているが、これは本委員会に付託されている議案第3号 佐渡市職員給与の特例に関する条例に基づく給与の特例措置（マイナス3%）に矛盾するものである。よって、今後は慎重に対応されたい。

（2）、2款1項8目ケーブルテレビ放送施設管理事業について。CNSエリアと佐渡テレビエリアにおいて加入負担金及び使用料の額に相違が生じているので、佐渡テレビによる指定管理への移行に当たり、これをCNSエリアに統一するよう指導すること。

（3）、2款1項11目空港対策事業について。佐渡・新潟便について運休が長期化し、再開のめどさえ

ついていないが、巨額の投資に見合う費用対効果が得られていない以上、あらゆる可能性を排除せず、打開策を検討し、早急に講ずるべきである。

(4)、2款1項18目本庁舎等建設整備事業について。借地の問題は喫緊の課題であるので、可及的速やかに解消すること。

(5)、10款6項1目スポーツ推進事業について。佐渡市スポーツ振興財団に対し、その財務体質を強化するよう努力させること。

市民厚生常任委員会。(1)、3款1項1目域学連携・地域づくり実証研究事業及び3款1項2目安全安心地域推進事業について。当該事業は、これまでの経過から責任の所在が不明確で、単に事業消化をしているだけのように見受けられるが、効果的に事業成果を得るため、市が責任を持ち事業を推進するべきである。また、これまでの事業執行で得られた成果を市の施策に反映するよう求める。

(2)、3款2項6目しまびとジュニア支援事業について。当該事業は、妊娠期から39歳までの支援が必要な子供や若者に関する相談窓口となる子ども若者相談センターを設置し、担当課と連携し対応していくもので、平成26年度新規事業として計上されたものであるが、市が想定する連携した対応ができるのか疑問が残るところである。よって、市は各担当課間の連携を密に当該事業を推進するとともに、責任の所在を明らかにしておくべきである。

(3)、3款民生費について。市長が施政方針で示した高齢者等が安心して暮らせるための多様な福祉サービスが受けられる環境づくりを推進するには、さらなる施策の充実が必要と思料するので、検討を求める。

(4)、税等の適正な徴収事務について。自主財源の根幹をなす税や料について、納税者間における不公平感をなくすよう適正な徴収事務の執行に努力されたい。

議案第44号 平成26年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、議案第45号 平成26年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、議案第46号 平成26年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、議案第47号 平成26年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。以上4議案は、平成26年度の各財産区の特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ次のとおりとするものであります。平成26年度佐渡市五十里財産区特別会計予算21万円、平成26年度佐渡市二宮財産区特別会計予算2,519万7,000円、平成26年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算575万7,000円、平成26年度佐渡市真野財産区特別会計予算518万6,000円、いずれも歳出の主なもの管理会費などの経常的な経費であり、その財源は財産収入であります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。各財産区は速やかに廃止し、当該財産を認可地縁団体等の団体に譲渡すること。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） これより議案第2号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例及び佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。

加賀博昭君の質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 通告してありますので、通告に基づいて質疑を行います。

本件については、総務文教常任委員長報告のところに意見がついているわけです。その意見にどう書い

てあるかという、報酬等審議会を開催していない、今後これの扱いについて検討することと、こうなっておる。これは極めて重大な指摘なのです。というのは、報酬等審議会前に、去年のというか、平成25年度の報酬等審議会の諸君がこれを聞いたら報酬等審議会をなめておるのかと、報酬等審議会が決めたことを勝手に変えるとは何事だと、こういうふうになることだろうと思うのです。そこで、総務文教常任委員会のつけた意見について、私は極めて重大だということでお尋ねするのですが、つまり報酬等審議会という前の報酬等審議会の決定を無視して今回市長がやられたわけです。しかし、これはかなりの効力を持つのです。どういうことかという、これから市長2年間ではありますけれども、改正しなければ市長、副市長、教育長の給与というのはこういう形になりますよということになるのです。そこで、総務文教常任委員会がつけた意見についてぜひお聞きするのですが、今後の扱いについて検討することということは、平成26年度の報酬等審議会に有額諮問をせよと、つまり市長の例だよ、74万7,700円を59万何がしに変えたわけです。それを有額諮問をせよというのかどうなのか、まずその点をお尋ねしたい。特にアンダーラインの部分の説明を求めるということで、具体的に聞いておりますので、お答えください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） それでは、加賀議員にお答えをいたします。

今年度の報酬等審議会というのは11月に開催されております。いずれの報酬も据え置くという結論で答弁がされておるわけでありまして、一方今回の改正条例案による給料の減額は、11月の報酬等審議会の答申の後市長が自主的な判断により決定されたものであります。言いかえれば、減額とはいえ報酬等審議会の答申に相違する給料額が決定されたことになるわけでありまして、加賀議員もご承知のとおり、答申というのは参考にすべきものであって、強制力があるものではないのですけれども、報酬等審議会の答申と相違する給料額が決定されたからといって法的には瑕疵があったことになりませんが、本委員会の意見としましては市長は給料の減額を決断された段階で速やかに報酬等審議会を再度開催して報告を行うべきであったと考えております。加賀議員おっしゃられますように、報酬等審議会は市長の委嘱に基づき、住民により組織された審議会でありますから、非常に厳粛な意味を持っているわけでございます。ということで報酬等審議会を軽んじるということは、住民の意見を軽視するにつながると言っても過言ではありません。よって、当委員会としましては報酬等審議会の存在意義にもかかわる重要な問題ということで、執行部に対して強い意見を言ったところであります。お尋ねの今後の取り扱いについて検討することということに関しては、加賀議員おっしゃったように有額諮問等については委員会の中ではそこまで含んだものでこの意見をつけたということではないと理解しております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私の立場を明らかにしておきたいのですが、私は報酬を引き下げるとか給与を下げるなんていうのは、これは能なしのやることだということを一一般質問でも申し上げましたが、そんなことをする暇があったらもうける算段をせいと、つまりお金が入ってくるように努力をせいと、こういうのが私の基本的な考え方なのです。そこで、審査の過程でこういう指摘をしたかどうかということについてお尋ねします。つまり格好をつけて、自分の報酬を下げれば格好がつくだろうというのは間違いであると、もっともらっている報酬が高いと思ったら、それに見合う仕事をせいと、こういうふうな意見を総務文教

常任委員会は審査の中で言うたのか、言わなかったのか。よほどあの連中は役立たずというふうに使われておるのだな。これをまずお聞きをしたい。もう一回質問しますので。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 加賀議員にお答えをいたします。

議員がおっしゃるようなそういうものについては、今回私どもの委員会の中ではそういう質疑はございませんでした。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第2号の質疑を終結いたします。

これより議案第2号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例及び佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号 佐渡市職員の給与の特例に関する条例の制定についての討論に入ります。

中村良夫君の反対討論を許します。

中村良夫君。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 私は、日本共産党を代表して、議案第3号 佐渡市職員の給与の特例に関する条例の制定について反対討論を行います。

ことしの4月から佐渡市職員の給料を下げるということです。1点目は、昨日新聞折り込みをされた政府広報のチラシをごらんになりましたか。チラシでは、社会保障と税の一体改革で子育て、医療、介護、年金といった社会保障が安心だと言っていますが、皆さんそう思われますか。安倍自民党政権の言っていることとやっていることが違いますよね。消費税を上げて社会保障は安心できません。4月から消費税率8%増税、社会保障の負担増と給付減などで私たち佐渡の暮らしは大変深刻であります。そこで、皆さんよく考えていただきたい。佐渡の経済をよくするには、働く人の給料を上げることがかなめであります。民間もそうです。あの安倍政権でさえ言っています。そういう中で今回の市職員給与の3%の引き下げです。総額で約1億5,000万円になり、脆弱な佐渡市の経済に大きな影響を与えます。給料引き下げは民間にも影響するものです。仮に職員給与引き下げを行うにしても、今行うべきではありません。4月からはタイミングが悪過ぎる。ゆっくりと考えるべきです。職員本人だけでなく、小さなかわいい子供たちも含めて愛する家族もいるのです。職員の給料を引き下げ、合併11年目に佐渡市のかじ取りができるのでしょうか。給与引き下げを提案された市長のことがみんな心配だと言っています。

2点目に、職員全体を一律というのも疑問です。公務員になりたてなど若い職員の給料まで引き下げるのは問題ではないでしょうか。このことは、職員の声から出されています。合併11年目、希望ある若い力で市民生活を守る、そして佐渡の未来、発展のために責任ある仕事を続けてほしいと誰もが願っています。その根本である給料を今4月から引き下げてどうするのですかと。

3点目、議案第42、43号にもある歌代の里、すこやか両津特別会計予算にもかかわることで、国の介護保険制度の見直しにより、そこで働いている専門介護士職員にとっては処遇条件の切り下げにつながり、失職することにもなりかねない状況になると言われています。そういう中で給与を引き下げるのは問題です。

4点目、国は子ども・子育て支援新制度という大変複雑なことを押しつけようとしています。公的保育制度を後退させる新制度を推し進めるものであると言われてしています。保育士の処遇改善は緊急の課題です。そういう中で給与を引き下げるのは問題です。また、命がけで仕事をされている消防職員についても、島民の生命と財産、地域を守っていただいている消防職員についても給与を引き下げるのは問題です。

この議案を担当している総務文教常任委員会では、賛成多数でどっこいどっこの結果だと思われま。私は、この際皆さんに提案をしたい。4月からはせめてやめてほしいと、これを一回やめて提案された市長に考える時間を与えてください。皆さん、よろしくお願いします。市長も断腸の思いで提案されましたけれども、これを通すとこれから2年間も職員給料が引き下げられることとなります。来年は、さらに消費税10%になります。将来ビジョンも私は完璧なものではないと思います。今議員の皆さんの一人一人の立場を乗り越えて、やっぱりこれはだめだよと、皆さんと協力して給料引き下げは今やるべきではないと、今はだめよという答えを出していただきたい。

以上の理由を指摘して、良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、反対討論を終わります。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第3号に対する討論を終結します。

これより議案第3号 佐渡市職員の給与の特例に関する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 佐渡市附属機関の設置に関する条例の制定についての質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 質疑の内容は通告をしてあるとおりであります。今回のこの条例は附属機関に関するもので、市民の政治への参加やいろいろなものの計画などに参加する意味でも軽んじることができない附属機関のものであります。そこで、お尋ねをしたいのでありますが、委員会の意見では甚だ不十分であると、今回出されているものは。これは具体的にどのようなことなのかお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） それでは、中川議員にお答えをいたします。

本条例の制定に当たって、市は地方自治法に根拠を持つ附属機関の要綱に基づく懇談会、市が設置する114の会議について検討を行い、整理と廃止などを行っております。その結果、市は16の会議を廃止して、本条例に42の附属機関を設置することとなったわけでありまして、当委員会としましては、まだまだ整理をして数を減らすことができるのではないかという意見であり、それが中川議員がお尋ねする甚だ不十分の意図であります。また、本委員会の審査において特に強い意見が出たのは懇談会についてでありまして、懇談会は本条例とは別に要綱で規定されることとなりますが、本委員会に提出された資料によるとその数は49であって、これはいかにも多いのではないかということでありまして、そもそも懇談会とは法律に定めるものではなくて、要綱など内部規定によって設置されるものであって、合議体でないため会議としての意見集約や議決などを一切決定を行いません。いわば座談を行う場みたいなもので、果たしてこのような性格の会議に存在意義があるかどうかというような意見も出ましたし、費用対効果の観点からこれほどの数は必要ないのではないかというのが本委員会としての意見であります。

○議長（祝 優雄君） 質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 過去にも指摘をしていますが、こういった附属機関というのは市の執行部の隠れみのにもなっていて、市の思いどおりにさせるといような側面もあって余りよろしくないというふうに一般的に言われているわけでありまして。そういう意味でいくと、今ほどの委員長のお話ですと百幾つある附属機関をきちんと整理をして、きちんと役立つものにするためにこれ出された条例だと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員にお答えします。

そのとおりだと思います。ただし、当委員会としましては委員会審査の中で今後総務課と行政改革課において1年間かけてしっかりその数についてはまた見直しをかけていくという内容の答弁を委員会の中でいただいておりますので、この意見をもって了としたというところでございます。

○議長（祝 優雄君） 質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 最後に、1年間かけてというのならば、先ほど委員会審査にもありましたが、やっぱりしっかりしたものにしておく必要があるのではないだろうかということです。そこで、冒頭に戻るのですが、甚だ不十分、先ほど辞典を引きましたら甚だというのは程度が普通の状態を超えているさまというふうに大辞典では出ておりましたが、程度が普通の状態を超えているさまがなおかつ不十分だということですから、これは本来否決をされて1年間かけて立派なものを出すべきだったと私は考えていますが、いかがでしょう。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員にお答えをいたします。

1年かけて1年後にちゃんときちんとしたものでまた体制をやってくれるだろうということを私どもはそのように、拙速にすぐ6月とか9月に出すのではなくて、1年をかけてしっかりやってくださいという意見が委員会の中で出ました。そのことがこの意見ということで、強く求めるということでこういう文言になったということでもあります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第5号についての質疑を終結します。

これより議案第5号 佐渡市附属機関の設置に関する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第9号 佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成26年度佐渡市一般会計予算についての質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） それでは、今年度の一般会計予算の関連について委員長に質疑をいたします。

言うまでもありませんが、合併10年を経て11年目以降に向かう大切な予算であります。そこでお尋ねをするのはまず1点目です。昨年来からなっている戦略官についての意見が何らありませんが、これが十分なものであったというふうに解してよいのかお尋ねをしたいのが1点目です。

2点目は、市長は農業や観光など産業を主とした方針を大きく打ち出しておりますが、意見が全く出ておりませんので、これは極めて万全な体制であるというふうに予算審査の中で理解をしたというふうに解するわけですが、その辺はそういう理解でいいのかお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員にお答えをいたします。

戦略官に関する審査につきましては、昨年12月定例会において非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例において、戦略官の位置づけ並びにそれぞれの戦略官の効果について十分な審査を行っておるつもりであります。その効果を達成してもらうために、委員長報告の中に戦略官の任用に当たっては費用対効果を求めると意見をつけたところであります。なお、委員会の審査といたしましては、今回は2人の戦略官、観光戦略官と広報戦略官につきまして内定されたということで、その報告を受けております。また、戦略官については市長が直轄をして関係課に指示を出すと、関係課との調整については総合政策課がサポートを行うというふうな説明がございました。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 中川直美議員の質問にお答えします。

そのとおりです。市長の農業、観光政策は万全だから意見をつけなかったということで、そのとおりですと万全だからと答えられたら気が休まるのですけれども、はっきり言いましてインパクトのある事業がなかったということもあるのですけれども、そういう場合には予算全体につけるという方法もあったのですけれども、何分盛りだくさんの当初予算でありまして、細かいことを指摘した場合切りがなくて、非常にたくさんになってしまいますので、全体としてはただ根本的に問題がなかったということではつけませんでした。まず、その中で農業に関してはトキの認証米制度の推進とか1等米比率向上支援事業、佐渡版戸別所得補償事業など、それからそういう生産部門の継続拡大事業が幾つもあります。さらに、販売網の拡大事業や集落営農、担い手支援の後継者の育成事業なども目新しさはないのですけれども、従来から続いているのですけれども、そういうものが切っても切り離せない継続及び拡充事業となっております。また、市長の口癖であります芽出しが幾つも出ているという、その芽出しの分野も実際に幾つかありましたので、前市政で8年間待ったので、3年目の収穫へ手腕を見守ろうという雰囲気もありまして、今回農業に関しては意見をつけませんでした。

それから次に、観光ですけれども、観光に関しては今年度新しい船が両津航路に走り、来年度は北陸新幹線、それから小木・直江津航路に新型高速カーフェリーということで大変重要な時期であります。ただ、新規の宿泊満足度向上事業とか3大遺産のPR誘客促進人材育成事業とか、そういう拡充事業、それから新潟デスティネーションキャンペーンとか北陸新幹線開業誘客宣伝事業などが予算提案されておりました、ただこれらも正直言って今まで手がけてきた事業と同じく、インパクトは弱いものです。また、所管は違うのですけれども、両津の北埠頭のインフォメーションセンターとかの運営や、この4月からスタートする鳴り物入りの観光戦略官制度なども観光事業を大きく作用する可能性もあります。結論としては、長年の観光不振対策として観光対策等特別委員会から詳細な報告書が意見をつけて提出されております。この後に委員長から報告がございまして。この観光対策等特別委員会には8名の委員がいますけれども、その中の私も含めて5名、8人中5名が産業建設常任委員も兼任していますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の質疑を許します。

○8番（中川直美君） まず、冒頭の戦略官のほうであります。戦略官の募集要項では、前回は指摘をしま

したが、専門的知見や人脈を有する方をということで募集をしたわけでありましたが、この人脈を有するというで先ほど委員長が言いましたが、費用対効果を求めるという意味ではこの辺が一番重要になってくるのだろうというふうに思いますが、応募は25人あったうちから2人を選んだということ、その辺の選定も含めて人脈の部分はどうか。それと、25人の応募があったうち、海外からもあったようですが、その中で2人を選定したわけですが、これは適切だというふうにあなた方は考えているのか。

それと、もう一点は先ほど委員長のほうからお話もあったのですが、観光振興課というのがあります。その中で戦略官の就業規則第3条を見てみますと、戦略官は市長の指示を受け、次の職務を行うということになっておりまして、非常に実践的なものであるし、例えば月8日間がいいのか、あるいは観光振興課とのバッティングも含めて、総合政策課がそこにまた絡んでいくと。そういう意味でいうと本当に屋上屋を重ねかねないという部分も私はあると思うのですが、その辺問題ないのかももう一度お尋ねしておきます。

産業建設常任委員長であります。結論からいうと観光対策等特別委員会が意見を出しているの、そっち見てくれということでしたが、この件については1点だけ聞いておきます。国が大きな農業改革をやり。零細の農家、大きい農家も大変なのですが、実際農業改悪と言われる今年度です。それと、もう一つは委員長そのものも言われたように、観光戦略官あるいは北陸新幹線絡みとか、いろんな意味でいろんな手を打っていかねばいけないうちで当初予算の審査ですから、十分掘り下げた一定程度の提案なり意見があってもよかったのではないかと考えているのですが、もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員にお答えをいたします。

まず、戦略官の人脈ということでございますが、25名のうちから今回観光戦略官と広報戦略官にそれぞれ2名が選ばれておられるわけなのですが、人脈ということでありましてそれぞれ各2名の方々がこれまで勤められた会社というものがあつた程度大きな企業であると、そのような人脈も持っているというふう

に解釈をしております。それと、屋上屋ではないか、観光振興課もあるのですけれどもということでありまして、そのことにつきまして12月の委員会の中でも議論はしましたが、私どもは1年間である程度の結果を出すように委員会の中でも言っております。財源が半分交付税から出るからとりあえずやらせてみるというわけではございませんけれども、1年間の結果を見れば2年目は1年で契約を切ることでもできるということなのでしたものでありますし、これは屋上屋にはならないものと理解をしております。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 観光のほうは、この後の報告ということでお聞きしていただくということで納得していただいたようではございますけれども、農業は確かに議員言われますように国策の大事な問題でもあるし、TPPのいかんによつても大きく佐渡の農業も変わる可能性はありますけれども、問題としては佐渡の農業は佐渡の中での問題がずっと長い間続いております、それが大きく分けて3点ありまして、まず自主ブランドをつくってそれを自主販売……反対であれば自主販売網を持って、自主ブランドを売るということにも言えるのですけれども、それに対していろいろ施策を市長も先頭に立って行われておりま

す。いろいろ販売網の拡大策が今スタートしつつある芽出しの分野もありますし、自主ブランドをつくるという作業もスタートしつつあります。それから、さらに企業参入、新規就農者を増して里親制度等でばっちり支援して、せっかく就農支援で来ていただいたUIターンの農業志向の若者が地元で定着していただけるためのいろいろ施策を幾つも今回見られております。ですから、こういうものが定着していけば今までとちょっと違った流れになるのかなと委員会も判断したのですけれども、ただ1つ残念なのは農業離れというのもあるって、例えば畜産にしても、それから果樹でル・レクチェなんか非常に高価な高級フルーツができれば売れるのだけれども、これが7年、8年かかるから大変だからなかなか手を挙げてチャレンジする者がいない。畜産にしても3Kを無視すればやっていけるのだけれども、そういうものにチャレンジする人がなかなかいない。市のほうは、予算をちゃんと余裕を持って用意していて、支援体制も万全であってもなかなか我こそがやりましょう、やらせてくださいという就農してくれる方がいないという弱点もあります。確かに議員言われますように、本来ならば5つも6つも7つも事業に意見をつけるのも今後の策かなという気はします。というところで今回通した予算がぜひ実を結ぶように、委員会としても監視をしていきたいと思っていますので、よろしく願います。

○議長（祝 優雄君） 質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 戦略官について最後にもう一度お尋ねをしておきたいと思います。

募集要項では、佐渡市は観光及び広報施策を戦略的に展開するために必要な専門的知見や人脈を有する方を非常勤特別職の戦略官として募集しますということで、前回も指摘をしましたし、人脈を有する方での募集というのは非常に珍しいのかなと。しかも、身分としては地方公務員扱いになるわけでありまして。ご案内のとおり、いろんな事業を展開していく中で人との出会いやぶつかりの中でその方の人脈を生かして組み立てるということはあっても、頭から人脈を有する方を募集するというのは、私は極めて疑問があるわけですが、行政というのは李下に冠を正さずではないですが、そういった癒着とは言いませんが、1つの企業だけに便宜を図るようなことがあってはならないというのが行政の建前ではありますが、1つの企業だけ優遇をするみたいな、そんな形になるのではないかと、そんなところを危惧するわけですが、そういった心配は全くないと解してよろしいでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員にお答えをいたします。

人脈でありますけれども、外部の人材を活用するわけですが、これは人脈を持っているのと持っていないのでは、やっぱり当然持っている方のほうがいろんなスキルが高いのかなというふうを考えますし、議員が心配されているような一部の企業にというようなことはないと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 以上で中川直美君の質疑を終結しました。

次に、金光英晴君の質疑を許します。

金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 温泉管理運営事業費関連について大澤委員長にお尋ねいたします。

市長が代表質問に答える形で無償譲渡した温泉施設については、9月までに方向性を示すと明言されておる中、譲渡先である佐渡市社会福祉協議会が契約期間内にもかかわらず別の業者に委託するとの文書が全市民への回覧文書として出されました。このことについて貴委員会でもかなりの時間を費やしてご審議されたと聞いております。私は、一部分傍聴させていただきましたが、詳しい経過や結果について知ることができませんでした。議会や議員の執行部とのかかわりでは、私の産業建設常任委員会でもトキの森関連で焦点になりましたが、議会と執行部のあり方が大きく問われております。私以外にも傍聴していたベテラン議員からも議会軽視だとか契約書の偽造だの改ざんだのとの穏やかでない言葉が聞こえています。市民へ説明したいので、詳しい経過と結果についてお教え願います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大澤祐治郎君。

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） それでは、金光議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

委員会における審査の経緯をまず申し上げます。執行部から平成22年に社会福祉協議会へ譲渡した温泉施設について、当該譲渡契約の一部を変更したとの報告を受けました。これは、社会福祉協議会が譲渡を受けた4つの温泉施設について、平成26年度の1年間を株式会社共立メンテナンスに運営を委託するとの意向であること、また委託することに当たり、平成22年に市と社会福祉協議会との間で締結された譲渡契約書に全部または大部分を第三者に委託できないとの条項があり、委託に際し抵触するおそれがあり、当該条項を市の承認を得たときは第三者に委託することができるよう改めるというものであります。社会福祉協議会は、市から譲渡を受けた温泉施設の経営に限界を感じております。昨年8月に社会福祉協議会から市に継続して運営をしていただける事業者を打診し、引き受け事業者がない施設については平成27年3月末をもって返還したいとの意向を示したことが発端であると理解をしております。平成22年当時4つの温泉施設の無償譲渡を議決した際においては、譲渡後少なくとも5年間は譲渡者が経営することが前提とされており、当委員会としては議会への協議もないままその前提となる譲渡契約の内容を変更したということについて委員全員から異論が噴出したところでもあります。さらに、過去に議決を得ていることに密接に関連する事柄に変更を加えることについて、当委員会で議論する範囲を超えていると判断したことから、当委員会は市長に対して議員全員が一堂に会する議員懇談会で本件を改めて説明するよう依頼をし、市長の了解も取りつけました。ところが、その後1時間も経過しないうちに変更した譲渡契約の条項については現契約の条項に戻すという方針転換が市長から示され、議員懇談会では説明しないと表明されました。さらに、市民への回覧文書についてであります。ご指摘の回覧文書の内容は社会福祉協議会が株式会社共立メンテナンスに温泉施設の運営を委託するというもので、社会福祉協議会が発出したものであります。市がこの回覧について把握したときに、回覧を差しとめることができなかつたとのことであります。市は、この回覧文書の内容には誤りがあるとの認識であり、後日社会福祉協議会に訂正の措置をとらせるというご説明はいただいております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質疑を許します。

金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 今ほどの委員長のご説明ですと、2月20日に現契約の根幹をなす重要な契約部分を

変更契約したけれども、委員会の指摘を受けてもとに戻したから問題はないという執行部のこのようですが、これは単にもとに戻したから問題ないというようなものなのではないでしょうか。現に社会福祉協議会はこの変更契約に基づいて、3月10日、全市民への回覧文書を出しました。この回覧を見た市民の中には残った回数券が期間内に使用し切れないから人に上げたり、廃棄処分したりした人もいます。また、スタンプカードに10個押すと1回分ただになるというスタンプカードがあるようなのですが、このスタンプカードも期限内に集まりそうもないから、5つあるのだけれども、これも期間内、今月いっぱいまでに集まらないからということで処分した人もいと聞いております。こんな影響が出ているにもかかわらず、市は社会福祉協議会が勝手にやったのだというふうな説明だったのですか。本当にそうだったのですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大澤祐治郎君。

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） 今金光議員の後段の動きの鋭さには私も賛同するところがあります。我々がこれを知ったのは、先般の委員会の中であちこちからひとり歩きをこの件に関してしておると、テレビでも南部では流れた。あるいは、回覧板で一部この説明が、金光議員が今言ったような説明が流れたと、こういう話を聞くに至って担当の深野課長補佐に事実を確認し、もちろん深野さんのほうからこのことについての説明文書が委員会について出てきておりましたが、我々は議決権とある審議権というものを頭から無視をして、そして事後承諾で、いや、それはこういう事情があつて遅れがあつただけけれども、よく話を聞いてみればわかることであるというようなニュアンスのそういう動きでは断じて同調することはできない、委員会で即深野さんには気の毒であり、私もそういう意味で私も女性に大事にするほうなのですが、この件に関してはひとつ認めるわけにいかないと非常に厳しい委員会の全会一致の意見がありまして、それは持って帰ってくれという突き返しをしたのですが、非常に深野さんはお仕事熱心でありまして、何とか我々を説得したいという意向もありありでしたので、そのとき私が皆さんにお諮りをして、執行権のある市長はいないというのだから、副市長に今委員会に出てきていただいて、状況を説明をいただこうと、こういうことでありました。おおむねの委員の中では、出てこないだろうというご意見がありましたが、非常に日ごろからそういったことに清廉潔白の副市長は私が思うに反して出てまいりました。そして、副市長に対してこういうことで委員会は全会一致で受けとめられないし、それから5条に基づいても勝手に執行部が自分のご都合主義になるような文書の改めを我々に一べつの照会も、あるいは問い合わせもなくやるということは相ならぬということでお持ち帰りをいただきました。そして、その翌日、市長が今度は一緒に参りまして、そして市長なりのご説明をされましたが、我が委員会では、この件に関しては委員会一致して市長の考えに賛同する者はいませんでした。そこで、市長もやっぱりさすがですが、苦慮されて、我々の委員会の意見に承知したと、ですからそういうことでこの件はおさめてもらいたいと、そういうことでありましたので、私どもはこの件に関しては特別議長から日切りを切られたり、期限があつたり、そういう委員会内でのせっぱ詰まったものではありませんから、もう既に勝手に我々委員会を逸脱して、結果動いてしまっておるのですから、後日このことはさらに追及し改めるということで、市長の話はその場で理解しましたというのではなくて、お話はわかりましたということでお帰りをいただいた。これが本当の話です。

○議長（祝 優雄君） 質疑を許します。

金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 議決した譲渡の契約、譲渡の条件の根幹をなす契約の変更については議会議決が必要だという認識は先ほどの委員長のご説明で委員会がそういう認識だと、私も全く同じであります。そのことを考えますと、いまだに議会全体に説明がないということは、甲斐市長は市長の権限を越えて社会福祉協議会と契約したことになります。市長の責任は極めて重いと指摘せざるを得ません。担当課では、不幸にも課長が勤務中に亡くなり、課長不在で業務をこなしております。私が委員会を傍聴したときには、見るに忍びないぐらいに担当の補佐が委員の集中砲火を浴びていました。委員会が終わって声をかけるのもはばかれるぐらい憔悴し切った様子で帰っていきました。20日の議員懇談会には当然市長から説明があるものと思っておりましたけれども、批判を避けたかったのかどうかわかりませんが、市長からの説明はございませんでした。これでは、戦闘のさなか必死で戦っている部下を見捨てて逃げる指揮官ではないですか。職員がかわいそうではありませんか。こんな市長のもとで働く職員がかわいそうです。同情します、皆さん本当に。今首を縦に振った職員もおるようですけれども、代表質問でこんな市長ではこれから大変になる佐渡市のかじ取りはできるのかとの指摘がございました。私も同じ思いであります。仄聞するところによりますと、この案件は業者が市長にお願いした市長案件だったのではないかとのことであります。うわさというものは、流布する間に臆測が臆測を呼んでとんでもないことになるものであります。そうならないためにも市長、議会、市民への説明は早目になさるようにご忠告申し上げて質疑を終わります。答弁は要りません。

○議長（祝 優雄君） 以上で金光英晴君の質疑を終結します。

次に、加賀博昭君の質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私の通告は、一般職の職員給与の削減額5%の計算について、2つ目としては公民館費169万円の均等配分の扱いについてということでございます。最初の一般職の給与の削減額5%の計算についてというのは、予算説明書の数字の計算は職員給与5%カットの数字が載っておるということでございます。これは、非常に重要な意味を持つておるのです。このところ、甲斐市政はいろいろなところで脱線をしております。それを如実に示しておるのが、実際の職員給与カットは3%、総額約1億5,000と言われているのですが、予算説明書に載っておるのは5%で載っておると、こういうこと。これは何を意味するかというと、予算説明書をつくる前に全部乾かしてしまわなければならないことをいいかげんにしてこの説明書をつくってしまったというところに大きな原因があるのです。だから、最初市長は職員給与カット7%、こう言えば5%ぐらいでおさまるのではないかというふうに、バナナのたたき売りでありまして、そういうことを見込んでこういう作業をしたというところに、総務文教常任委員会も指摘をしておりますが、まことにお粗末ということになるわけでございます。そこで、私も長いこと議員をやっておりますが、いろいろな事件に遭遇してまいりました。あらゆるところで助けたり、励ましたりしてきた人間でございます。甲斐市政のことだけではございません。しかし、これはぜひひとつ厳しく反省をしてもらわなければならないし、改めて総務文教常任委員長から総務文教常任委員会では今私が指摘したことを含めてどのようにされたのか、その点についてご説明を願いたい。

もう一つ、公民館費169万円の均等配分の扱いについてという通告をしてあるのですが、私はこのこと

についてこう考えておるのです。私が予算書を見る限りでは、公民館に対する援助費用というのは875万1,000円ぐらいあるのです。だから、この169万というのは別の目的の金ではないかと思うのです。そうでないと、先ほど私が数字を申し上げた875万1,000円と矛盾するわけです。もしこれが同じところに支出されるのであれば、これを足したものが数字の上ののってこなければならぬわけだ。だから、どこかに間違いがあるのではないかということでお尋ねします。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 加賀議員にお答えをいたします。

まず最初に、一般職給与が5%削減で予算計上されている件でございます。当初執行部のほうは、来年度の職員給料について7%の削減を掲げておりました。年末から組合交渉に入りまして、交渉の結果3%の削減に落ち着いたわけでありまして、落ち着いたのが2月の中旬というふう聞いております。一方、執行部が当初予算書を議会へ提出するためにどうしても早目に印刷所へ原稿を渡さなければならぬわけでありまして、その締め切りの時点で執行部の目算としては5%程度の削減に落ち着くのではないかといいもくろみがありまして、そのため今回予算書には職員の給与は5%を減じた額で予算計上をされているわけではあります。加賀議員おっしゃるとおり、そもそも組合交渉が妥結をしていないまま見込みの削減額で予算計上する必要はなかったわけでありまして、つまり本委員会としましては当初予算では現在の給与条例の額、今までどおりの額で全く減額されていない給料額で予算計上しておいて、今議会で給与条例が議決された後に6月の補正もしくは9月の補正等で正式な削減率3%の額を補正減すればよかったということでありまして。今回の執行部は、給与を減じた額で予算計上することにこだわる余り、議案第3号の条例では3%のカット、議案第36号の当初予算では5%カットというちぐはぐな提案になっております。これは、まさに基本を見失った証であり、この点につきましては加賀議員ご指摘のとおりでありまして、当委員会としても厳しく指摘をしたところでありまして。本委員会の意見につきましては、そのような意図を含んだものでありましたので、加賀議員におかれましては何とぞご了承のほどをよろしくお願いをいたします。

もう一つ、公民館費169万についてでございます。この予算につきましては、公民館活動等委託料でございます。社会教育課からの説明では、各地区で行う公民館事業を推進するために地区公民館活動支援隊というものを配置しまして、その支援隊に活動してもらうための委託料であるという説明でございます。委託料の算出根拠につきましては、1支援隊の1回当たりの費用弁償6,400円、これは5人おりまして、5人掛ける5回ということで16万円ということでございます。使い道としましては、地区公民館事業の企画立案、実践のお手伝いをするための支援隊の活動費ということでございます。169万の9万が残りますが、これは羽茂の歌集のほうの9万円だと聞いております。それと、加賀議員がおっしゃいました875万1,000円につきましては、地域公民館活動費補助金というもので、この補助金が各地区公民館、10公民館に配分されている補助金というふうに理解しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） よくわかりましたし、このことは私の質疑と中川委員長の答弁で市長も深く反省しておられると思うのです。大体当初予算の予算説明資料というのは県にも行っておる。あちこち皆関係官庁に送っている品物なのです。後でわかるとこれは大変恥ずかしいことで、佐渡市が誤をさらすと、こういうことになりますので、今後こういうことのないように厳重に注意を申し上げて、この件の質疑はこれでとどめます。

次に、公民館費のことで私が疑問に思っておりました169万円については、それは協力隊の支弁費用だという説明ですから、これはわかりました。そして、私が指摘した875万1,000円というのが分館費ということの実際の配分金額であるということもよくわかりました。私が何でこれを質問したかといいますとこういうことなのだ。両津地区は何だかんだいったって落ちぶれたとはいえ、人口は1万4,000おるのです。ほかのところよりは1桁多い数おる。ところが、ここの公民館の担当の職員は3人おる。このうち2人が体を壊した。体といってもいろいろありまして、上のほうもあるのです。下のほうもあるのですが、どっちかという上の方に属するご病気か何かで休まれておる。そして、たった1人孤軍奮戦しておるのをよそへやってしまった。そして、臨時を1人よこしたために両津の公民館活動というのはとんでもないことになっておるということなのです。だから、そういう意味もあって私はこの費用については若干疑問ありと、こういうふうにして、あわせて質問をしておるわけですが、今私が申し上げた両津の公民館、担当職員が3人おって、そのうちの2人は体を壊しておって、たった1人奮戦しておったのを異動させて、かわりに臨時をよこしたために両津の分館活動はめちゃくちゃになっておるということをお聞きしたかどうかお尋ねします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 加賀議員にお答えをいたします。

両津のそういう諸事情につきましては委員会の中では議論はされませんでした。私も加賀議員のほうから今ほど聞いたのが初めてでございます。しかし、160万円についてのものにつきましては、これは1地区5人ずつということなのですけれども、必ず人頭割、平均割でやっているわけですから、多いところは多いなりにふやしてもいいのではないかというような議論は委員会の中でされておりました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 大体答弁でわかりましたから、これ以上の追い打ち質問はいたしません。少なくとも公民館を援助する費用169万ですが、これは余りにも少な過ぎる。そうでしょう。だから、これはそれほど公民館運営というのが外部の力をかりないとやっていけなくなっておるということは褒めたものではないと、この金をもっとふやさなければならないのだろうし、それから基本的にこういう金で分館活動等を側面的に援助しなければならぬという予算の組み方は間違いだという指摘があったかどうか、この1点だけお尋ねして質疑を終わります。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 加賀議員にお答えをいたします。

加賀議員が今ほど質問されたようなことにつきましては、委員会の中では残念ながらごさいませんでした。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第36号についての質疑を終結します。

これより議案第36号 平成26年度佐渡市一般会計予算についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） ただいま議題になっている平成26年度一般会計予算について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

甲斐市政3年目の今年度の施政方針は、観光などの産業振興を中心とする甲斐市長カラーが強く出ているのかと感じ、数多くの今年度の施策を掲げています。問題はいかに実践するかであろうと思われます。来年度保育制度が大きく変わろうとしている中で、県内初の2番目の子供さんからの保育料の無料化や今年度中に県の制度に合わせる形ではありますが、高校生までの医療費の入院、通院とも無料化、一部負担はありますが、を進めるなど、また金額としては大きくありませんが、特定不妊治療に係る市の助成を船賃まで広げるなど、こういったことは評価をできます。また、これまでの行革路線を大転換した支所や行政サービスセンターの充実方向などは大いに評価できるものでありますが、以下政治姿勢について指摘をして反対の討論としたいと思います。

まず、今年度佐渡市が客観的に置かれた状況はどうかといえば、1つは自公安倍政権の本格的な予算の実施の中で行われるということであり、一般質問でも言いましたが、社会保障の改悪や負担増がめじろ押しであります。2つ目は、市長が就任して3年目ですが、今年度は佐渡市市町村合併から11年目に入り、交付税の一本算定、市町村合併のあめとむちと言われたあめの期間は終わり、むちの交付税が段階的に縮減されるわけであり、これが客観的に置かれた状況の2つ目です。この状況下で合併11年以降の佐渡市をどうするのが鋭く問われています。3つの角度から大きく指摘をしておきたいと思えます。

1つは、国の政治とのかかわりです。言うまでもありませんが、市長の方針の農業振興や産業振興、国が進めるTPPや農業改革で一層厳しくなります。力を入れている観光振興で地域経済に結びつけるということも消費税増税などの国内経済の悪化では一層大変になることは明白であります。佐渡市の市町村合併は、ちょうど小泉構造改革のもとで踊らされスタートし、今日に至っています。これまでの国政選挙で国民や市民は小泉構造改革での貧困と格差、地域経済の疲弊を何とかしてほしいと民主党政権に託しましたが、その期待もむなしく、現在の自公安倍政権となっているわけであり、国の今年度の予算は、まさに小泉構造改革への逆戻りとも思える状況です。国民や市民は、小泉構造改革のような従来型の政治はやめてくれというものであります。国に市民の立場できっぱり言うことはもちろんですが、こういった政治はだめだということを地方から声を上げなければ今の政治は変わりませんし、佐渡市の未来もありません。また、国の社会保障の給付削減や負担増を押しつけようとする国の政治から市民の暮らしを守ること

は極めて重要ですが、その対策や施策が不十分と言わざるを得ません。

2つ目は、新潟県政との関連です。新潟県の言いなりでなく、県の役割をしっかりと果たさせるということでもあります。合併10年間の間では、佐渡市の中核的病院建設に佐渡市は30億円を負担するが、県は負担を持たない、海上国道である両津航路では船舶建造費の負担もしない、昨年の小木航路の船舶建造問題でも県の立ち回り方にマスコミからも批判が出たほどであります。これは、県政が悪いのでありますが、市としてしっかりと物を言う、このことが重要です。昨年これまでの教訓の上に立った改正離島振興法が実施をされ、新潟県の振興計画となっておりますが、この離島振興法で県政の役割をしっかりと果たさせるようにすることが佐渡市に問われます。この後の下水道特別会計での質疑でもやりますが、八幡にある流域下水道の10億円もの、この金額はまだ明確ではないようではありますが、膨大な負担を佐渡市に持たせる方向は大きく変わっていません。昨年来問題になっている中高一貫校の給食にかかわる負担もこのままなし崩し的になりかねないものであります。また、今年度は県単老人医療費の助成もそうではありますが、子供の医療費助成制度では県自体が高校まで制度を広げるにもかかわらず、これまで市が県のやる前にやってきたものには県は負担は持たないと言っております。昨年度の負担分では2,717万円、これを持たないと言っているのであります。このことは、先進的取り組みで頑張ってきた県内市町村の大きな怒りとなっております。合併11年目以降、厳しいからと市長自ら率先をして給与の引き下げを行います、こういったことをきちんと県に果たしてもらえば給与引き下げも要らないどころかおつりが来るものであります。

3つ目は、佐渡市政の政治姿勢についてであります。佐渡市11年目以降に向けて将来ビジョン計画を佐渡市の最上位の計画にするとありますが、高齢化の島にふさわしい医療や福祉、地域づくりに関する現実の切実な課題をどうするかが弱く、場当たりのだと考えます。市民厚生常任委員会の意見にもなっていますが、一例で言えば3年間続けて平成25年度で終わった羽茂での福祉のコンパクトシティーの取り組みはただやっただけで、あとは地元で頑張るといふものになりかねないものであります。3年間で有効なことは全域に生かしていくべきではありますが、そうなっていません。この関連でもう一言言えば、福祉のコンパクトシティーの中核的施設に位置づけられていた温泉施設もはや来年どうなるかと心配の声が出ていますと聞きます。これでは何のためにやったのかと言わざるを得ません。今年度は相川地区での福祉のコンパクトシティーの取り組みを始めますが、こういった姿勢は問題です。先ごろ公演があった演劇でいえば、その場しのぎの福祉たちということになってしまいます。

これから佐渡市がどう進むのかといえば、財政が厳しくなります。だからこそ合併前に何を指し、この10年間にどこに問題があったのかを市民とともに検証し、その上で地域と市民の知恵を出し合った計画で将来のビジョンを立てるべきであります。例えば新穂の行政サービスセンターの移転と体育館を廃止する問題が今議会でも取り上げられていましたが、これはせっぱ詰まって上から考えを押しつけようとするところに問題があります。市長が就任時に強調した3Kの一つである現場や地域の中からつくり上げるものであります。昨年来騒ぎになっている地域の図書館の縮小問題もそうであります。市民は、市長は地域を大事にするために支所を残すと言ったが、やることが違うというのが関係者の声であります。将来ビジョン計画もそうだし、あらゆる計画は市民の声を反映しているといいますが、大概現場の市民や地域からは反発の声しか出ません。これは、市が思いどおりにしたいということが先走っているからではないでしょうか。先ほどの附属機関の設置の中でも問題を指摘しましたが、市民の声をしっかりと反映すべきであります。

市民と行政で将来目指すべき方向が一致できれば、市民とてそんなに佐渡市が貧しいのだったらこうしようとか何も予算を使えといったことにならないはずでありますから、市民と協働ができるはずであります。

最後に、先ほど質疑でも取り上げられましたので、一言触れておきます。平成22年4月に民間に無償譲渡をされた健康保養センターいわゆる温泉施設の契約変更に関する件であります。これは、合併11年目以降も財政問題から多くの施設が民間へ移譲される可能性があるものであり、今後の問題になりかねないので、具体的に指摘しておきたいと思えます。先ほど委員長の答弁にもありましたが、市長は譲渡先の社会福祉協議会は今後運営できないと言っており、かといって廃止するのは大きな問題であり、何とか民間で継続できないかという中でのこと、これは趣旨ですが、という姿勢でした。このこと自体は、市長が市民に親しまれている温泉を何とかしたいという姿勢であり、評価はできます。しかし、市民の財産であった健康保養センター施設を無料で民間にやったという経過や手続から見れば、委員会の指摘を受けたからといって文面だけをもとに戻したというのでは余りにも安易だと言わなければなりません。私は、議会の議決権を軽視しているということにこだわっているものではなく、市民の財産の無償譲渡であるということを極めて重視をしています。もともとこの4つの施設を民間無償譲渡したのは甲斐市政のときではなく、前高野市政であり、たしか議会では竹内議長の時代のことであります。行政がやるより民間がやるほうがサービスも経営もうまくいくと言い、複数の譲渡希望者があったにもかかわらず、現在の受け手を市の責任で選定をしたもので、それを議会が議決したものであります。大体5年もたたないうちに譲り受けたところが手を上げてしまうという計画自体が問題で、選定した市の責任も問われるものです。この無償譲渡では、契約書第5条では譲渡後5年間は全部または大部分を第三者に委託することはできないという重要な契約内容になっており、これを勝手に変更し、第三者に委託するものであったことは全世帯に回覧で配った文書で明白であります。委員会の指摘を受けて、土壇場で変更した部分はもとに戻すと再契約するから手続上は問題ないだろうという姿勢でありましたが、当初は第三者に温泉施設をやってもらうことになると委託禁止条項に反するから変更したというものであります。今後全世帯に回覧文書の訂正がどのようになり、最終的にどのような形になるのかは明瞭ではありませんが、禁止条項が全部または大部分を第三者に委託することはできないとなっているから、一部を委託することまで禁止をされていないから問題がないとするのであれば、あの温泉のお風呂掃除だけの一部を委託するものではないはずであります。また、受け手の社会福祉協議会のもとで委託するという形態の場合は偽装請負というような問題も発生しかねない問題であるということ強く指摘しておきたいと思えます。今後厳しい状況の中、市民の財産の民間委託なども考えられます。こういった問題は、きちっとした手続と透明性を持ってやるべきだということを強く指摘しておきます。

最後に、今年度の大きな取り組みの一つに本庁舎の建設があらうと思えますが、ここでもしっかり市民の十分な理解と説明をすべきであると、このように考えています。合併5年後の総合計画の市民のアンケートでは、合併をして地域や市民の声が行政に届かなくなったという調査結果が圧倒的でありまして、これは市民との意思疎通ができていないということでもあります。この10年間は、市民から市は一体何をやっているのだという批判の声が少なくなかったのではないのでしょうか。この予算案では、市職員の給与引き下げも提案をしておりますが、市職員の多くは市民のために少しでも一生懸命働きたいと思っているはずであります。ところが、この10年間市民の気持ちとは反対のことを計画し、進めてきたことがこういった

結果になっているのではないのでしょうか。市民に喜ばれ、市職員にも汗の流しがいのある計画こそ重要であります。決して楽ではない合併11年目以降、市民とともに、まさに歩み出す11年目をつくるべきであるということを最後に強く述べて討論といたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第36号についての討論を終結します。

これより議案第36号 平成26年度佐渡市一般会計予算についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、さきに議決をいたしました議案第2号、第3号、第5号、第9号、第36号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、大澤祐治郎君。

〔市民厚生常任委員長 大澤祐治郎君登壇〕

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） 委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第109条の規定に基づき報告をいたします。

議案第10号 佐渡市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、国の社会保障制度改革により70歳から74歳の方の医療費自己負担割合が2割となることに伴う所要の改正を行う等のため、佐渡市老人医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第11号 佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、市内における医療技術者の就業促進を図ることを目的として、奨学金の返済免除額を拡大するため、佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第12号 佐渡市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、国府川浄化センター内に新設するし尿受け入れ施設について、平成26年7月1日から供用を開始し、また国仲清掃センター及び南佐渡し尿処理センターを廃止するため、佐渡市廃棄物処理施設条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第13号 佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、児童遊園としての機能が著しく失われている7施設を廃止するため、佐渡市児童遊園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第14号 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、経営改善の一環として両津病院及び相川病院で実施する役職手当の一部改正に合わせ、すこやか両津に勤務する職員のうち、医師を除く職員の役職手当を廃止するため、佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第15号 佐渡市高齢者共同住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定であります。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、両津高齢者共同住宅しいの実苑を廃止するため、佐渡市高齢者共同住宅の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第37号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本案は、平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億100万円とするもので、前年度当初予算と比較して1億1,100万円、率にして1.6%の減となるものであります。主な内容は、適切に医療を提供するための保険給付費を計上するほか、被保険者の健康増進を図るための保健事業費を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第38号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案は、平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,730万円とするもので、前年当初予算と比較して960万円、率にして1.3%の増となるものであります。主な内容は、新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金等の所要額を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第39号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計予算についてであります。本案は、平成26年度佐渡市介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億2,580万円とするもので、前年当初予算と比較をして3億9,820万円、率にして5.0%の増となるものであります。主な内容は、第5期介護保険事業計画の最終年度の予算として、介護給付費や地域支援事業費等の所要の予算を計上するほか、平成27年度からスタートする第6期介護保険事業計画策定経費を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、従来一般会計予算において計上されていた配食サービス事業に係る経費を平成26年度から任意事業である地域支援事業に移行したが、このことにより市の福祉施策が後退することになると思料するところである。今後介護保険制度の改定も予定されていることから、市は福祉施策のあり方を含めてさらに検討されたい。

2、介護予防事業において多額の委託料が予算計上されている。補助金、負担金及び委託料の適正な執行について決算審査特別委員会も指摘しているところであるが、経費の執行に当たっては十分に精査した

上で執行するよう強く求める。

議案第42号 平成26年度佐渡市歌代の里特別会計予算についてであります。本案は、平成26年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,550万円とするもので、前年度当初予算と比較して2,150万円、率にして4.3%の減となるものであります。主な内容は、歌代の里への施設入所者介護及び短期入所等に係る所要額を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第43号 平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についてであります。本案は、平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,360万円とするもので、前年度当初予算と比較して1,150万円、率にして1.9%の減となるものであります。主な内容は、すこやか両津への施設入所者介護及び短期入所等に係る所要額を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第48号 平成26年度佐渡市病院事業会計予算についてであります。本案は、平成26年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収入の予定額を24億1,511万9,000円、収益的支出の予定額を24億8,092万4,000円、資本的収入の予定額を3,673万円、資本的支出の予定額を8,249万1,000円とするものであります。主な内容は、地域医療を確保するための所要額を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） ここで10分間休憩とします。

午後 4時00分 休憩

午後 4時10分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

これより議案第10号 佐渡市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 議案第10号 佐渡市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

この条例は戒名は難しいですが、実は中身は非常に簡単なものであります。一言で言えば、国の社会保障の改悪と同じように市の老人医療費の負担を改悪するというものであります。具体的に言います。65歳以上の高齢者の医療費の窓口負担の助成を定めたのがこの条例で、具体的には65歳から69歳の高齢者でひとり暮らしもしくは寝たきりの低所得者の医療費の負担を軽減することにより病気の早期発見や健康を守るための大切な制度の条例であります。今回のこの改正では、病気の早期発見により、まさに市長が施政方針で語った健康寿命に資するものでもあるにもかかわらず、病院にかかることを抑制することにつながるものです。65歳以上で高齢者で低所得者でひとり暮らししか寝たきりの大変な人の窓口負担を今年度65歳

になる方からこれまで1割だったものを段階的に2割に上げるというものであります。66歳以上は1割負担を続けますから、65歳と66歳以上では格差をつくり出すものであります。もっと具体的に言えば、答弁では平成25年度は65歳から69歳までは15人の負担軽減であります。これに使われた予算は、市の予算では42万円程度、県のもありますから、全体では84万円程度であります。今年度65歳になる市民が対象ですが、この対象になる方は10人未満と予想されているというのが答弁であります。この10人程度の方々の軽減分を丸々もってしても数万円から数十万円ではないというものであります。市長が施政方針で高齢者の健康寿命を延ばすことに反する改悪である、どうしても賛成できません。くどいようですが、今年度65歳になる方で低所得者でひとり暮らしか寝たきりの方で大変な高齢者の医療費の負担を66歳以上の高齢者と同じ1割負担にすればいいだけの話であります。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第10号についての討論を終結します。

これより議案第10号 佐渡市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑に入ります。

中村良夫君の質疑を許します。

○13番（中村良夫君） 議案の第37号です。平成26年度国民健康保険特別会計予算について質疑をします。

昨年度の6月の本算定時の国保税は、被保険者1人当たり9万円を超えていました。市民の皆さんは悲鳴を上げていました。アベノミクスで物価が値上がり、そして消費税増税と暮らしが大変な中で今年度の国保税がどうなるかは大変重要な問題です。国保会計はことしの6月に本算定となり、この3月の国保予算は暫定予算と言えるものですが、今年度の国保税が上がるか下がるかは重要な問題です。そこで、委員長にお尋ねしたいのは今年度の国保税はどうなる方向なのか、上がるのか、下がるのか、この一点です。よろしくお願いします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大澤祐治郎君。

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） 中村議員の質問にお答えいたします。

わかっておいて聞くというようなやり方はアンフェアだけれども、私どもは若干もちろん上がらざるを得ないのだという受けとめ方をいたしております。

○議長（祝 優雄君） 質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 2回目で置きますけれども、今市民厚生常任委員長がお答えいただきました。こと

しの国保税は上がる方向だと。各常任委員の任期が今議会で終了されて、市民厚生常任委員長を始め委員の皆さん、大変ご苦労さまでした。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第37号の質疑を終結します。

これより議案第37号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての討論に入ります。

中村良夫君の反対討論を許します。

中村良夫君。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 私は、日本共産党を代表して、議案第37号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

1点目に、安倍自民党政権が消費税の大増税や社会保障の負担増と給付の切り下げを行う中で、ましてや年金も減らされて、年金生活者は大変です。今でも払いたくても払えないと悲鳴が上がっています。国保税を値上げすべきではありません。

2点目に、昨年の本算定時には1人当たり9万円台を超えていました。佐渡市が示した国の制度改悪での国保の広域化に伴う1人当たりの国保税は毎年1万円ずつ値上げするものでありましたから、今年度は昨年度を大幅に上回り、1人当たり10万円台になる可能性があります。

3点目、深刻な不景気で市民の暮らしが大変な中、低所得層の加入者が多い国保税は値上げするべきではありません。

以上の理由を指摘し、良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、反対討論を終わります。

○議長（祝 優雄君） 議案第37号についての討論を終結します。

これより議案第37号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑に入ります。

加賀博昭君の質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市民厚生常任委員会が意見をつけておるから俺が聞く。どういうことかといえば、通告表にあるとおり、介護保険特別会計の配食サービス事業を地域支援事業に移行したと、そのことが福祉後退の理由である、こう意見をつけておるから、何がどうしてどうなったということをこの際ちゃんと説明してほしい。もっと具体的に言えば、現在の配食サービス事業によってそれを受けておる人はどういう恩恵を受けておったか。それが地域支援事業に移行したことによってどういう形に変わったのかということをもろご説明を願いたい。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大澤祐治郎君。

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） 百戦錬磨の何もかも知り尽くした先輩に答弁するということは、なかなか私も物を言い出すのが苦しいのですが、私どものほうから意見をつけたと、まずこういう指摘がありますので逃げるわけにはいきませんが、我々委員会も加賀さんがおっしゃるとおり、この会計に一般会計から移ったことによって事業そのものの後退があるのではないかと、あるいは予算そのものに目減りが出てくるのではないかと、この当然の心配がありました。そこで、議員のご指摘のとおり、一般会計でも特別会計でも福祉政策の充実を図るべきという思いからこのような意見を付したものであります。どうかご理解を賜りたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 立派な答弁しかできぬようであるから、これ以上聞くのはいかがなものかと思うから、よくわからないが、わかったことにして質疑をやめます。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第39号についての質疑を終結します。

これより議案第39号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計予算についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 議案第39号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計予算についての反対の討論を行います。

先ほど質疑、答弁等も大変明快なものがありました。先ほどの質疑と同じように委員会の意見が述べられているように、本来一般会計の一般的な高齢者福祉のサービスとしてやっていた配食サービス事業を介護保険事業の予算の中に入れたというものであります。具体的には今年度入れようとしているのが1,326万円です。また、この間入れられたものでいえば介護ボランティアポイント制度、成年後見制度などをあわせると、この3つだけでも2,140万円になるものであります。具体的に配食サービス事業のことでいえば、これまで一般会計の中で高齢者の福祉を支えていたものであります。結局介護保険特別会計が一般の配食サービスを支えるというような形になってしまっているということが問題なのであります。もう一つ、仮に介護保険の中に1,326万円入れたとするのなら、一般会計でもこの程度の福祉の施策をやっぴり充実していくことが要ということで、市民厚生常任委員会の意見でいえば市は福祉施策のあり方を含めてさらに検討されたいというふうになっているもので、なぜか賛成多数で可決はされているのであります。仕組みはそういったことです。高齢者が多い島ですから、介護保険や一般の福祉サービスの中で元気な高齢者をつくっていく、このことが極めて重要な中でこういったことを予算の問題として入れるのは大問題だということで反対の討論といたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第39号についての討論を終結します。

これより議案第39号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計予算についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号 平成26年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第43号 平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決をいただきました議案第10号、第37号、第39号、第42号、第43号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

〔産業建設常任委員長 村川四郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第16号 佐渡市営畑野駐車場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市営駐車場である畑野地区の渋沢駐車場について、公共施設の見直しにより当該駐車場を廃止するため、佐渡市営畑野駐車場条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第25号 平成25年度佐渡市水道事業会計資本剰余金の処分について。本案は、平成25年度佐渡市水

道事業会計において補助金等で取得した資産の除却により発生する損失を資本剰余金で補填することについて、地方公営企業法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第40号 平成26年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本案は、平成26年度佐渡市簡易水道特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,830万円とするもので、前年度当初予算と比べ3,940万円、率にして3.8%の増となるものであります。歳入の主なものは使用料及び手数料3億2,041万7,000円、国庫支出金1億6,944万6,000円、繰入金3億9,457万4,000円、市債1億6,340万円で、歳出では維持管理費1億9,398万6,000円、建設改良費4億3,454万5,000円、公債費3億2,303万3,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第41号 平成26年度佐渡市下水道特別会計予算について。本案は、平成26年度佐渡市下水道特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億2,140万円とするもので、前年度当初予算と比べ1億570万円、率にして3.4%の増となるものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料6億2,486万2,000円、国庫支出金4億円、繰入金16億2,211万3,000円、市債3億7,250万円で、歳出では建設事業費9億1,130万9,000円、公債費15億2,582万4,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。国府川流域下水道移管による県の残債の償還金を市が一部負担することについて、本来県が負担すべき残債を合併に伴い市に負担を求めているものであり、県にさらなる負担を求めて交渉すべきである。

議案第49号 平成26年度佐渡市水道事業会計予算について。本案は、平成26年度佐渡市水道事業会計について、収益的収入を18億3,250万円、収益的支出を16億9,500万円とし、資本的収入を7億5,160万円、資本的支出を14億2,190万円とするものであります。主な内容は、老朽管更新事業費、緊急時用連絡管事業費及び配水管等敷設替事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上。

○議長（祝 優雄君） これより議案第41号 平成26年度佐渡市下水道特別会計予算についての質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

○8番（中川直美君） 下水道特別会計についてであります。委員会の意見もついているのでありますが、合併10年後、この4月1日に県が事業を進めるといって進めた流域下水道が移管されるのだというふうに私は認識をしているのでありますが、意見にもあるように負担を誰が持つかということで以前の地元紙では65億円という話もあるし、35億円とか20億円、いろいろあるわけであります。市長も代表質問の答弁で全国に例のないような負担軽減を図ったとも言われているわけですが、具体的にはどういう決着になったのか。決着がついたから、4月1日に受け取るというふうに理解をしているわけですが、その受け取りも含めて具体的な中身の説明をお願いしたい。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 中川直美議員の質問にお答えします。

決着したのかというまず最初の質問ですけれども、現在 I N G といいますが、交渉中であくまでも決着はしてなくて、現状での状況のお答えになります。決着すれば今後予算にも補正等々で上がってくる可能性はあるのですが、今のところはそれありません。この事業は、先ほども委員長報告の中にもありましたけれども、合併前の佐和田、真野、畑野、金井、新穂の5地区の流域の住民のための下水道施設でありまして、本来は複数の小規模自治体の下水道事業の施設の設置管理というのは原則として新潟県が行うこととされていた事業ですけれども、一島一市の合併によりまして佐渡が1つの自治体となったため、本年の4月からは佐渡市に管理運営が移管となるものです。施設の建設時の残債が現在約28億円ほど残ってしまっていて、県は佐渡市に一括払いによる売買契約の有償譲渡を求めているものです。そのためには、今度佐渡市は新しく起債を発行することが必要となるのですけれども、それでいった場合、交付税で後で充当されますので、65%ぐらいが、市の正味負担額は28億の場合は約12億6,000万円と試算されております。しかし、これでは非常に佐渡市にとって負担が重いので、佐渡市としては起債残高が非常に縮減されていますので、佐渡市では28億円の起債を新しく発行することは不可能であると。それから、2番目に市の下水道会計はまだ赤字会計ですので、資本の費用を回収できない状況にありますので、当分の間、県債の償還の負担はできないと。それから、3番目に市に負担が生じる場合は分割によって支払うことをお願いしたいと。それから、資本費平準化債というのは市が負担すべきものではないという、こういう主張をしております、9月議会のところで大変なことだということで、では県に行って決着つけてくるということで、市長が今年の9月議会以降行かれました。市長からのその報告はまだ議員全員協議会等々でも皆さん受けていないのですけれども、途中経過として執行部のほうから委員会の報告のあった現状を述べさせております。あくまでも途中経過で調整中ということですので、細かいところは、基本合意内容というのが、1、施設は無償譲渡とし、残債は引き続き県が償還する。ただし、県債償還金の一部は市が負担すると。2番目に市の負担分として政府系資金の償還額のうち交付税相当額を控除した額を支払う。3に、30年の分割払いとする。それから、4番目に縁故債、資本費平準化債は県の負担とするという条件で県と現在調整中、交渉中で、今現在委員会で報告を受けている、途中経過とあくまでも委員会も判断しているのですけれども、返答は12億6,000万が約2億1,000万ほどダウンした10億5,000万ぐらいの市の負担ということなのですけれども、これでは貧乏な佐渡市としてはとても払えないから、委員会としては先ほどのような意見をつけたわけでありまして。これから全国合併した自治体でほかのところでもこれは起こってくると思いますので、慌てて決着する必要は委員会としてもないのではないかということの途中報告です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の質疑を許します。

○8番（中川直美君） まず、1つ確認だけしておきたいのでありますが、今ほどの説明だと12億6,000万円が10億円余りに割り引かれたところで今攻防をやっているという理解でいいのかが1点です。

もう一点は、決着がつかないのに佐渡市に移管するということはこわもてのいる委員会にしては弱かったかなと私は思っているのですが、県の方針というのは結局なし崩し的に佐渡市にぐじゅぐじゅと押しつけてしまおうというのが考えなのではないでしょうか。そこで、もう一点違う角度で聞きたいのは昨年できた佐渡市の新潟県離島振興計画では、し尿汚水処理の問題について、課題については離島があるために維持管理費に係る経費は海上運送料金も上乗せをされているので、本土に比べて割高になっているという

ことで、県もこういった認識を持っているのは佐渡のし尿処理や汚水処理の状況です。越えなければならぬ下水道法の問題もありますが、やっぱりこういった離島振興の立場できっちり越えなければならぬ壁を越えるし、県にも離島振興の立場でしっかり果たしてもらおうというのが私は必要だと思うのですが、そういったことを審議をされましたか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 中川議員の質問にお答えします。

委員会としては、実はこれ9月議会の段階で交渉が対県と佐渡市の執行部ということで、委員会からはその段階で審査対象から離れたということで、委員会としてはあくまでも現在の状況、市長が県に行って交渉した内容を報告を受けただけで、それ以上の審査はしておりません。

○議長（祝 優雄君） 質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これ以上の審査はしていないという委員長の答弁なので、これ以上聞いても無駄だと思うのですが、例えば先ほどから問題になっている市職員の給料を1年間で1億5,000万円でしょう。さっきの12億を10億円だから、例えばあと3億円まけてもらえばこんなことをせずに済むわけです。先ほどの老人医療では数万円ですから、そういったのももちろんやっていないのですね。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 途中経過ということで報告しました。現在の県の回答では不満足であるから、もっと市の負担が非常に少なくなるように交渉していただきたいというふうに委員会はお願ひしています。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第41号についての質疑を終結します。

これより議案第41号 平成26年度佐渡市下水道特別会計予算についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決をいたしました議案第41号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 観光対策等特別委員会の報告

○議長（祝 優雄君） 日程第2、観光対策等特別委員会の報告を行います。

観光対策等特別委員会に付託した事件について委員長の報告を求めます。

観光対策等特別委員長、浜田正敏君。

〔観光対策等特別委員長 浜田正敏君登壇〕

○観光対策等特別委員長（浜田正敏君） 委員会審査報告。

本委員会に付託された事件について、会議規則第109条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1、審査の経過。本委員会は、平成24年4月、佐渡市議会臨時会において観光振興に関することを付託事件とし、議員発議により設置された委員会である。これまで本市では、観光振興を図るために観光客の受け入れ態勢の再構築や宣伝活動の充実に取り組んできたが、平成3年の123万人をピークに観光客は減少傾向に転じ、ここ数年は50万人台と低迷を続けており、観光産業を取り巻く環境はいまだに厳しい状況となっている。このような状況を踏まえ、本委員会では観光振興を図るため、受け入れ側から見た5つの課題をテーマとし、計16回にわたり審査を行った。審査に当たっては、執行部に審査事項についての現状や課題、それに対する施策等について説明を求めるとともに議論を重ね、政策提言も行ってきた。

2、意見。宿泊施設等の補助制度の創設。宿泊施設を代表とする観光関連施設では、昭和40年代後半から昭和50年代に建設されたものが大半であり、時代の経過とともに観光客のニーズに対応した設備とは言いがたい状態となっている。観光客の視点に立ったサービスの向上という観点からも、施設への設備投資が必要と考えるが、その経営環境は極めて厳しく、再投資がままならない状況にある。については、観光客へのおもてなしの魅力の向上を図るために、観光関連施設に対する補助制度を創設し、施設の充実を図るべきである。委員から意見の上がった補助対象整備項目。バリアフリー、洗面所、洋式トイレ、パブリックスペース、ネット環境、カード決済。

(2)、佐渡産の豊かな食材の提供。旅行先では、その土地ならではのおいしいものを味わいたいという観光客のニーズは大変高いものである。しかし、宿泊施設等の現状はコストや市場出荷の問題から必ずしもこのような食のニーズに十分応えられていない。については、佐渡産の食材（魚、米、野菜、肉）が観光客に提供されるよう生産、流通の改善が必要であり、安定して消費される仕組みを早期に確立すべきである。特に魚に関しては、年間を通じて観光客に提供するために、一定量を確保、保存できるような急速凍結機等の購入に対する補助制度を創設すべきである。

(3)、観光ニーズの多様化に合わせた誘客の対応。常に変化する観光ニーズの実態を把握し、自然豊かな佐渡の観光資源を生かした誘客への取り組みが必要である。

1、意識改革。本市では、今年度から観光客の受け入れ態勢の構築と満足度向上を図るため、アンケート調査を実施して現状と課題の分析を行っている。まずは、島民に郷土の誇りと感じる観光資源を再認識してもらうために佐渡への観光旅行消費がもたらす経済波及効果について積極的に情報を発信し、一丸となって観光を盛り上げていくという仕組みづくりが必要である。

2、体験型観光の充実。本市では、観光ニーズの多様化に対応するため、体験型観光の充実に取り組んでいるが、その中でも佐渡でしか味わうことができない体験メニューの充実を図るべきである。特にサザ

エとりなどの海産物の採取については、漁業権の関係もあることから体験できる仕組みを地域と漁業者との調整を図った上で早期に実施すべきである。また、鬼太鼓などの祭礼行事にも参加できる体験メニューを長期滞在型も含め検討すべきである。

3、誘客の取り組み。誘客の取り組みは、一義的に佐渡観光協会が前面に立つべきである。そのためには、観光協会の機能を強化するために組織体制を再構築し、効率的に事業を執行できるように指導すべきである。そして、市は観光協会との連携を強化し、観光等交流人口の拡大に向けた誘客宣伝事業に努めるべきである。

4、外国人観光客の受け入れ対策。今後は中国、台湾、韓国を中心としたアジア地域を始め、国際観光の需要が多く見込まれることから、外国人観光客が旅行しやすい環境づくりが重要である。本市においては、既に世界農業遺産に認定されており、さらに世界文化遺産の登録や世界ジオパークの認定に向けた取り組みを進めていることから、それぞれの観光地を外国人観光客にわかりやすく、かつ魅力的に伝えることが必要である。については、通訳ガイドやボランティアガイドの育成、観光案内板の整備、佐渡観光協会のホームページからの情報発信に積極的に取り組むべきである。その際、英語のみならず、中国語、台湾語、韓国語等による情報を提供すべきである。

5、観光客が使用するトイレの整備。観光客にとって、トイレは旅行先の印象を決定づけるものである。については、観光客が佐渡のトイレは日本一清潔で快適だと言われるように、高齢者や障害者にも配慮したトイレの整備に取り組むべきである。また、観光客のニーズに対応した新たな公衆トイレの設置場所についても検討すべきである。

(4)、交通アクセスの改善。佐渡を訪れた観光客の交通手段の一つに路線バスが挙げられるが、地域住民向けの生活交通に特化しており、観光客の利便性は低いものとなっている。島内には数多くの観光地が点在していることから、観光客がそれぞれの目的地を周遊するための循環型バスを運行すべきである。

(5)、ホテル、旅館の耐震改修に係る費用の支援。平成25年11月に施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、大規模な地震の発生に備えて、建築物に対する安全性の向上を一層促進するため、不特定多数の者が利用する大規模建築物等のホテル、旅館を対象に耐震診断の実施とその結果の報告を義務づけ、それ以外の小規模建築物等のホテル、旅館に対して努力義務を設けられた。それに加えて、耐震性が確保されている旨を認定された建築物は基準適合認定建築マークを表示することが可能となり、広告にも活用できることになった。島内のほとんどのホテル、旅館の建築物は大規模建築物ではないため、耐震診断の実施義務はないが、耐震性の確保は佐渡観光の誘客に向けて大きな懸念材料となりかねない重要な課題である。については、ホテル、旅館に対し耐震改修を促進するための周知を図り、指導に努めること。さらに、耐震診断や耐震改修費用が莫大な負担になることから、耐震改修を行った事業者に対して固定資産税等減免の支援措置の導入を検討されたい。

3、終わりに。観光産業は重要な基幹産業であり、地域経済の活性化、雇用の拡大、人口減少対策などの重要な役割を果たすものである。両津・新潟航路には新造旅客カーフェリーときわ丸の就航、北陸新幹線の開通、小木・直江津航路には新型の中型高速カーフェリーの就航、さらには世界文化遺産の登録、世界ジオパークの認定に向けた取り組みといった本市の活性化の契機となるような動きが次々と進んでいる。これは大きなチャンスであると同時に、観光産業が基幹産業として生き残れるかどうかの真価が問わ

れている。本市においてもこの機を逃すことなく、観光等交流人口の拡大の実現に向け、観光関連事業者はもとより、島民と一体となった取り組みを積極的に打ち出していくべきである。

終わります。

○議長（祝 優雄君） 以上で観光対策等特別委員会の報告は終了しました。

お諮りします。観光対策等特別委員会は本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、観光対策等特別委員会は本日をもって廃止することに決定しました。

日程第3 新市建設計画等特別委員会の報告

○議長（祝 優雄君） 日程第3、新市建設計画等特別委員会の報告を行います。

新市建設計画等特別委員会に付託した事件について、委員長の報告を求めます。

新市建設計画等特別委員長、加賀博昭君。

〔新市建設計画等特別委員長 加賀博昭君登壇〕

○新市建設計画等特別委員長（加賀博昭君） 平成26年3月20日。新市建設計画等特別委員長、加賀博昭。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、会議規則第109条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記。本委員会は、本庁庁舎について新庁舎建設等基本構想の「現庁舎を活かしながら、必要最小限の増設をする」を「現庁舎の耐用年数経過後は、新築庁舎のみで行政事務ができるものにする」と意見をつけ、平成25年12月変更の「佐渡市将来ビジョン」に反映した。

支所、行政サービスセンターについて。佐渡市将来ビジョンによれば、基本的な考え方として地域力の活性化と地域の実情に即した行政サービスを行う必要があると規定し、過疎化及び少子高齢化が進むことから、コンパクトで複合的な庁舎として整備するとしている。支所、行政サービスセンターの職員配置計画。両津地区、人口1万4,115人、世帯数5,782世帯、職員配置計画40人、相川地区、人口7,275人、世帯数3,172世帯、職員配置計画29人、佐和田地区、人口9,042人、世帯数3,970世帯、職員配置計画15人、新穂地区、人口4,016人、世帯数1,709世帯、職員配置計画7人、畑野地区、人口4,625人、世帯数1,862世帯、職員配置計画7人、真野地区、人口5,367人、世帯数1,967世帯、職員配置計画9人、小木地区、人口3,133人、世帯数1,193世帯、職員配置計画7人、羽茂地区、人口3,720人、世帯数1,299世帯、職員配置計画27人、赤泊地区、人口2,619人、世帯数908世帯、職員配置計画7人。人口及び世帯数は、平成26年2月末現在の数値であります。金井地区は、本庁舎が想定されているので本表から除いている。

職員配置計画から見た場合、両津、相川、羽茂の3支所は一定の行政機能を有する規模になるが、7人程度の職員配置地区では期待される行政機能を発揮するには無理がある。今後市民生活課の業務の一部を郵便局に委託する等の計画が進む場合は、行政サービスセンターの庁舎の統合も考えられる。今後は、佐渡市将来ビジョンの地域力の活性化を関係住民と協議し、旧市町村の域を越えた斬新な地域づくりの発想がないと「過疎地の生きた行政機能」の維持は困難になると思慮する。

以上、本委員会は現状を「佐渡市将来ビジョン」の基本的な計画を踏まえて検討し、住民との協議では

行政の方針と考え方をしっかり示して計画を進めない地域と地域の活性化を担う行政の出先拠点の役割は果たすことはできないと指摘して、本委員会の最終報告といたします。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 以上で新市建設計画等特別委員会の報告は終了しました。

お諮りします。新市建設計画等特別委員会は本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、新市建設計画等特別委員会は本日をもって廃止することに決定しました。

日程第4 佐渡空港・小木航路特別委員会の報告

○議長（祝 優雄君） 日程第4、佐渡空港・小木航路特別委員会の報告を行います。

佐渡空港・小木航路特別委員会に付託した事件について委員長の報告を求めます。

佐渡空港・小木航路特別委員長、佐藤孝君。

〔佐渡空港・小木航路特別委員長 佐藤 孝君登壇〕

○佐渡空港・小木航路特別委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会は、市長要請に基づき、平成25年6月28日、佐渡市議会第3回定例会において発足した。市長の要請に基づく付託事項は、小木・直江津航路に関する事、佐渡空港の拡張整備に関する事の2点である。しかし、佐渡空港拡張整備の件については、市は経過報告を行うのみであり、今日まで具体的な諮問はなかった。このような市の姿勢を厳しく指摘した上で、本委員会に付託された事項について会議規則第109条の規定により、次のとおり報告する。

1、佐渡空港の拡張整備及び利活用に関する事。(1)、離島空港を取り巻く状況について。佐渡金銀山、ジオパーク及びジアスの世界的3資源を有するトキのすむ島佐渡は、国内外から大きな注目を集めているが、一層の交流を促進し、地域経済の活性化を図るためにはジェット機が就航可能な2,000メートル滑走路の整備が必要不可欠である。しかし、佐渡空港拡張整備事業は平成3年に第6次空港整備5カ年計画への組み入れが閣議決定されてから20年以上が経過した今日もいまだ事業化に至っていない。近年大震災や風水害などの大規模災害が全国的に多発しており、観光誘客にとどまらず、代替的な交通手段の確保という観点からも空港の必要性は高まっている。

(2)、国の動向。①、交通政策基本法の施行（平成25年12月4日）。同法は、交通の施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、国等の責務を明確にするとともに、基本となる事項について定めたものである。同法においては、国の責務として「基本理念にのっとり、交通に関する施策を総合的に策定し実施する」ことを、地方公共団体の責務として「国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し実施する」ことを、明文化している。さらに、特筆すべき点としては、国において、離島の交通事情等に配慮しつつ日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等を講ずること、大規模災害に対応するために必要な施策を講ずることなどが明確化されている。

②、佐渡空港に関する国土交通大臣の国会答弁。太田昭宏国土交通大臣が、国会において、佐渡空港の

整備に関し重要な内容を含む答弁をしている。今後の国の動向を示唆するものと思料するので、次のとおり報告しておく。(要旨)。参議院予算委員会(平成26年2月5日、佐藤正久参議院議員の質問に対して)。大島の例に見られるように、災害時に既存の空港設備を活用し救援隊や救援物資の輸送を早期に行うなどの緊急対応が極めて重要だと認識している。離島は領土、領海、EEZの面だけでなく、災害対応としても重要で、港湾空港整備の需要に対応できる体制を心がけていかななくてはならない。衆議院予算委員会(平成26年2月26日、鷲尾英一郎衆議院議員の質問に対して)。佐渡は奄美・小笠原に比べたら人口はるかに多く、極めて重要だ。今年中には佐渡に伺い、空港・航路など全体的に調べて力になりたい。どうすれば佐渡に支援できるか研究したい。

③、特定国境離島保全振興特別措置法案について。平成24年第181回臨時国会において、特定国境離島保全振興特別措置法案が提出されたが、衆議院解散により廃案となった経緯がある。同法案について、現在、自民党離島振興特別委員会が再提出に向けた議論を行っている。同法案には、離島空港の整備についても重要な内容が含まれていたことから、今後の動きを注視していく必要がある。第181回臨時国会に提出された法案の概要。地理的条件等から特に保全・振興が必要と認められる離島地域について特別措置を講じる。自衛隊、海上保安庁その他の国の機関を設置する努力義務。地域内の港湾、道路、空港等のインフラ整備に対する補助率かさ上げ。

(3)、県の動向。本年2月定例会へ新潟県空港条例の一部を改正する条例を上程。佐渡空港においては、新潟県空港条例に定められた重量制限により、これまで大型ヘリコプターが使用できなかったが、このたび新潟県は当該条例の一部改正条例案を新潟県議会2月定例会へ提出している。このことにより、佐渡市においても災害時等において大型ヘリコプターによる早期の救援活動が可能になるものと期待されている。

(4)、地権者同意取得状況。佐渡空港拡張整備事業を推進するためには、地権者からの同意が必要不可欠である。市は精力的に交渉を行っているが、同意率は92.2%にとどまっている。

2、小木・直江津航路の運航体制に関する事。本件については、本委員会は平成25年第4回(9月)定例会において中間報告を行っているので、本報告においては当該中間報告以降の経緯について執行部の報告に基づき次のとおり報告する。下記をごらんいただきたいと思います。一番下、今後平成27年2月に新造船の完成、引き渡し、運航という予定になっております。

次、3、意見。佐渡空港の拡張整備及び利活用に関する事。佐渡空港拡張整備事業について、新潟県は佐渡空港が県営空港であることを強く認識し、主体的かつ積極的に推進すべきである。また、市は誠意を持って用地交渉に当たり、早期着工に向け奮励努力すること。

以上をもって本委員会の最終報告といたします。

○議長(祝 優雄君) 以上で佐渡空港・小木航路特別委員会の報告は終了しました。

お諮りします。佐渡空港・小木航路特別委員会は本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(祝 優雄君) 異議なしと認めます。

よって、佐渡空港・小木航路特別委員会は本日をもって廃止することに決定いたしました。

日程第5 議案第50号

- 議長（祝 優雄君） 日程第5、議案第50号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求められておりますので、これを許します。
市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

- 市長（甲斐元也君） 議案第50号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、渡邊朝子氏の任期が平成26年6月30日をもって満了となるため、その後任に濱松智弘氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（祝 優雄君） これより議案第50号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。
本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。
よって、本案は同意することに決しました。
-

日程第6 議案第51号

- 議長（祝 優雄君） 日程第6、議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。
市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

- 市長（甲斐元也君） 議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、雑賀豊喜氏の任期が平成26年6月30日をもって満了となるため、その後任に菊池恵子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間あります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（祝 優雄君） これより議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。
本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。
よって、本案は同意することに決しました。
-

日程第7 議案第52号

- 議長（祝 優雄君） 日程第7、議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、木下良則氏の任期が平成26年6月30日をもって満了となるため、その後任に長嶋洋一氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第8 議案第53号

○議長（祝 優雄君） 日程第8、議案第53号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第53号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市二宮財産区管理委員のうち、死亡により欠員となっている第1区の委員の後任に佐藤一男氏を選任することについて、佐渡市二宮財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより議案第53号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第9 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（祝 優雄君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（祝 優雄君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。

甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成26年第1回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会冒頭における施政方針では、佐渡市将来ビジョンの見直しに伴う成長力の強化につきまして、4つの重要事業の取り組みを中心に私の所信の一端を述べさせていただきました。佐渡市は、この3月1日に市制施行10周年の節目を迎えました。この節目を機に、さらなる佐渡市の飛躍に向けて、私を含め職員が一丸となり、力を、心を結集せんと誓いを新たにしたいところでございます。

私自身も就任3年目に突入することとなりますが、これまでの2年間は、施政方針で述べましたとおり、課題解決に向けた仕組みづくりや、地域や企業の自主的な活動となる芽出しの支援とそれらの活動を活性化に結びつける橋渡しに全力を注いでまいりました。今年度は芽を実らせるための実践の年として、佐渡の元気を取り戻すべく精力的に活動してまいります。

また、昨年度から支所、行政サービスセンターには地域支援係を設置しております。今年度は地域活動支援員との連携による地域づくりの活動等を支援する体制をさらに強化するとともに、地域防災拠点として機能整備や権限の見直しを計画的に進めたいと考えております。

国の2014年度予算も戦後3番目のスピードで3月20日に成立し、これからが脱デフレの正念場となります。また、4月からの消費税増税に伴う駆け込み需要とその反動減が懸念されるところではありますが、これらの動向を的確に捉え、市民生活の影響を少しでも少なくしていく所存であります。春はもうそこまで来ております。希望に燃えたフレッシュマンの情熱のごとく、今後とも市民との協働の理念のもと、創意と工夫を重ねながら、日本一お客様に愛され、選んでもらえる島を目指して、自らチーム佐渡の先頭に立ち、行動してまいります所存でございます。

最後に、議員の皆様方におかれましては、ますますのご活躍をご祈念申し上げるとともに、市勢発展のため絶大なるご協力をお願いをし、閉会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で会議を閉じます。

平成26年第1回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 5時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 祝 優 雄

副 議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 山 田 伸 之

署 名 議 員 駒 形 信 雄